

【島根県】

市町村名	Q9	Q10	Q11
浜田市	浜田市消費者問題研究協議会の機関紙	なし	過払い金が140万円を越すと弁護士対応となるが、相談者の債務状況の確認が難しい。
安来市	なし	・本年6月に地域交流センター（公民館）にて出張相談室開設を試行。	・法律家への相談料の支払いについて便宜が図られないか。次欄へ
雲南市	雲南市消費者問題研究協議会と一緒にチラシと相談窓口の電話帳を作成し、3月末に各世帯へ配布。	特になし	島根県消費者センターには各種相談業務でたすけていただいている。今後とも現体制を維持願いたい。
川本町	なし	なし	本町は人口4千人程度の小さな町であり相談会を開催しても人の目を気にしてなかなか相談に来られないのが現状である。また、役場の職員も顔見知りであるため、なかなか相談をしにくいとの意見もある。また、現実に多重債務に陥っている人に至っては、相談に行くよりお金の工面が最優先になっており、今回もこちらから声をかけて解決に至っているケースだけである。
美郷町	期間内に、広報誌と一緒に多重債務関係のチラシを作成し2回全戸配布、町内全域の無線放送も2回実施した。	総務課・消費者問題研究会（自治会・婦人会・老人会・商工会・駐在所・住民福祉課での組織）・民生委員との連携をしながら10月に弁護士を講師に招き研修会の実施をした。	多重債務者は、人に知られることを嫌がるので相談が遅れる。気軽に相談できるように今後も地域と連携をとりながら体制を整えていく。
隠岐の島町			多重債権専門電話相談を県で設置してほしい。また、行政機関で窓口を設置しているが、専門的な知識がないことから（行政職員の研修だけでは対応しきれない）専門相談員を派遣していただくなど検討していただきたい。